

2026 (R8) 年8月21日 (金)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

HIYORIYAMA No.37

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B

TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895

記念碑探訪②

空也上人ゆかりの「名池」



下関市田中町の東蓮寺参道入口に「名池」と名付けられた遺跡があります。これは平安時代、空也上人が水不足で困っていた住民の為に錫杖で掘ったと伝えられる井戸です。

空也上人といえば京都の六波羅蜜寺にある像が有名で、口から6体の仏様が現れており、それは上人が唱えていた念仏「南無阿弥陀仏」が仏様になったという伝説をあらわしたものだそうです。

上人は念仏を唱えながら全国を歩いて仏教を広めるとともに、庶民に寄り添い、道をつくり、橋をかけ、旅の途中で行き倒れとなった人を葬るなどして人々から慕われていたことが窺えます。

全国には様々な空也上人像が祀られているそうで、東蓮寺さんにも上人がいらっしゃいます。山門をくぐり木々に囲まれた階段を登ると、鮮やかなブーゲンビリアと共にお地蔵様が迎えてくださいました。そして本堂右手に空也上人像が祀られており、その顔を拝むと穏やかな気持ちになります。住職である井上さんとはご親切にもお寺の歴史など興味深いお話をたくさん聞かせてくだ

さいました。見晴らしの良い東蓮寺を吹き抜ける風を感じながら、千年もの昔にこの地でも空也上人が人々の声に耳を傾けた姿に想いを馳せました。

— 皇室典範の改正 —

旧宮家「36～38親等の隔たり」

皇室典範の改正が国会で可決されました。その内容は報道のとおりなので、今回は理解が難しかった「養子」について感想（賛否ではありません）を書かせて

いただきます。職業柄、条文（改正後の第38条はかなり複雑です）には慣れています。高校で日本史を選択していない私は歴史的な背景に詳しくなく、うまくイメージできませんでした。

① 養親になれるのはだれか？

報道によれば、改正で養親になれるのは常陸宮家、三笠宮寛仁親王妃家、三笠宮家、高円宮家の4家が想定されるそうです。宮内庁HPに掲載されている「皇室の構成図」が参考となりました。大正天皇が共通の祖先ですね。

② 養子になれるのはだれか？

皇室典範38条1項によれば「この法律による皇族男子であつた者の嫡男系嫡出の子孫である現に皇族でない年齢十五年以上の男子であつて、配偶者及び子がないもの」が養子になれるとのこと。具体的にはインターネットで検索して伏見宮など旧11宮家の名称がわかりました。この昭和22年に皇籍離脱された皇族男子の方々は、「今上陛下とは三十六親等から三十八親等の隔たりがある」（令和8年7月10日衆議院議院運営委員会第34号議事録より抜粋）ということで、共通の男系祖先は室町時代までさかのぼるようです。ちなみに民法では男系女系は区別されず、親族の範囲は「配偶者」「6親等内の血族」「3親等内の姻族」と定められています（民法725条）。

☆ 総じて今回の改正は進展が早く、女性天皇・女系天皇などについてもじっくり考えたいのにスピードについていけなかった、というのが実感です。